

令和5年度世羅町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年世羅町条例第3号）第4条の規定に基づき、世羅町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和5年11月

世羅町長 奥田 正和

1 職員の給与に関すること

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第3項、第6項）。

1 人件費の状況（普通会計決算）

（令和4年度）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) R3年度の人件費率
R5.1.1 現在 15,167人	千円 11,663,796	千円 452,582	千円 1,587,035	% 13.61	% 11.87

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度への繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

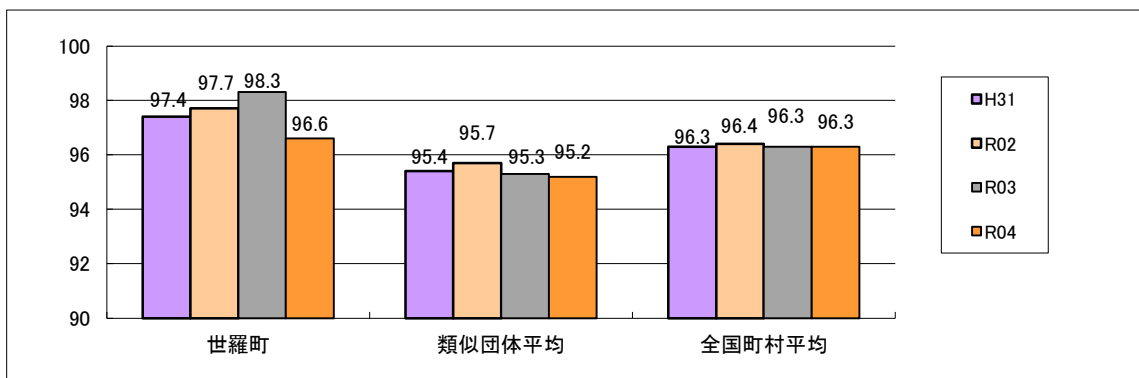
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
R4年度	169人	千円 625,421	千円 79,423	千円 238,514	千円 943,358	千円 5,582	千円 5,587

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

3 (参考) 類似団体平均一人当たり給与費は、令和4年度の数値を掲載している。

3 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ラスパイレス指数が、①3年前と比較して1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合、その理由及び改善の見込みはつぎのとおり。

--

4 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しについては、給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和4年4月1日

(内容) 国の見直し内容に準じて引上げ。給料表改定に伴って給料月額が下がる場合は、国家公務員の取扱いと同様に経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し

(内容) 単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

地域手当について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日実施)

通勤手当について、距離区分に応じた定額制を実施。(令和2年4月1日実施)

住居手当について、限度額改定を実施。(令和2年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

1 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
世羅町	42.5歳	314,979円	367,849円	341,703円
広島県	43.3歳	327,322円	406,844円	365,471円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.8歳	304,028円	353,084円	329,169円

②技能労務職

区分	公務員					民間(広島県)			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
世羅町	—	—	—	—	—	飲食物調理従事者	45.5歳	241,400円	—
広島県	—	—	—	—	—				—
国	51.1歳	—	286,570円	—	328,416円				—
類似団体	50.8歳	6人	258,987円	283,270円	271,486円				—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
世羅町	6,630,557 円	3,124,000 円	2.12

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～令和4年の3ヵ年平均)

※年収ベースの「公務員 C」及び「民間 D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値で、昨年度までの公表済み数値により計算した参考数値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
ただし、広島県、国、類似団体は、令和4年4月1日現在の数値である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
3 世羅町の区分において「—」の場合は、対象者が1人であるため記載をしない。
4 公務員においては臨時・非常勤等非正規職員を含まないが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいる。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではない。
5 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院の民間給与実態調査は事業所規模50人以上の事業所を対象としている。

2 職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区分		世羅町	広島県	国
一般行政職	大 学 卒	175,300 円	194,293 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	161,168 円	154,600 円

(注) 広島県の数値は、令和5年4月1日現在の数値である。

3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区分		経年年数	10-15年未満	15-20年未満	20-25年未満	25-30年未満
一般行政職	大学卒		267,900 円	306,800 円	358,000 円	377,300 円
	高校卒		—	272,100 円	329,400 円	358,200 円

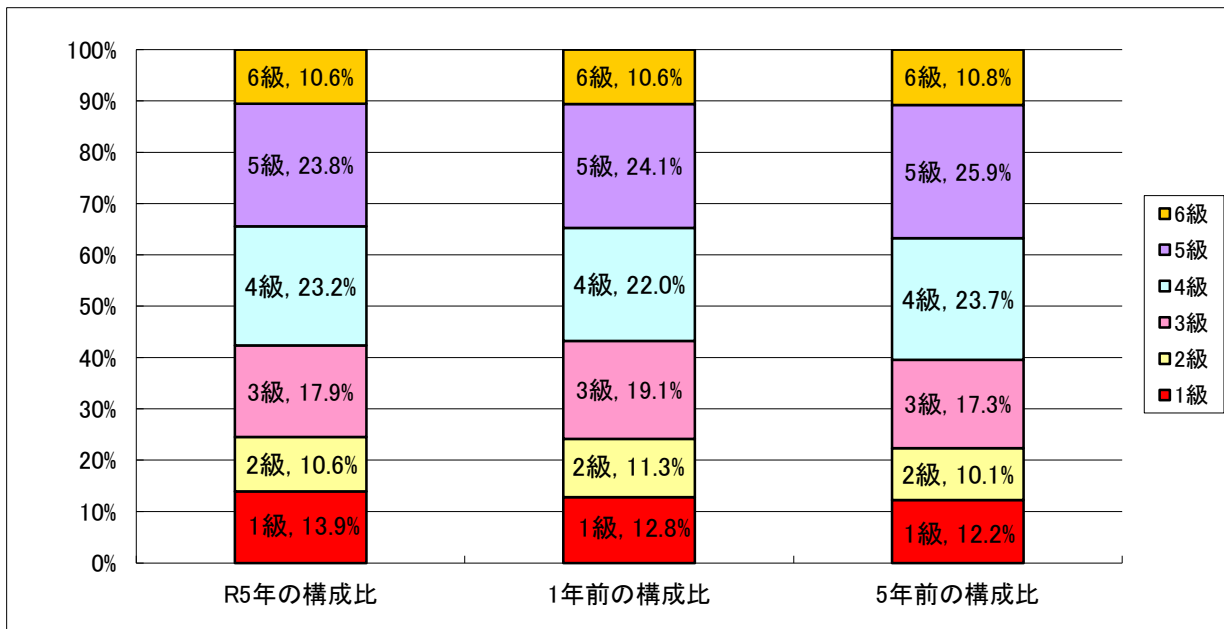
3 一般行政職の級別職員数等の状況

1 一般行政職の級別職員数の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給料 月額(円)	最高号給 給料月額(円)
1級	主事、技師	21	13.9	150,100	247,600
2級	主任主事、主任技師	16	10.6	198,500	304,200
3級	主任の職務	27	17.9	234,400	350,000
4級	主査の職務	35	23.2	266,000	381,000
5級	係長、支所の課長、主幹、課長補佐又は 所長の職務	36	23.8	290,700	393,000
6級	課長、室長、支所長又は局長の職務	16	10.6	319,200	410,200

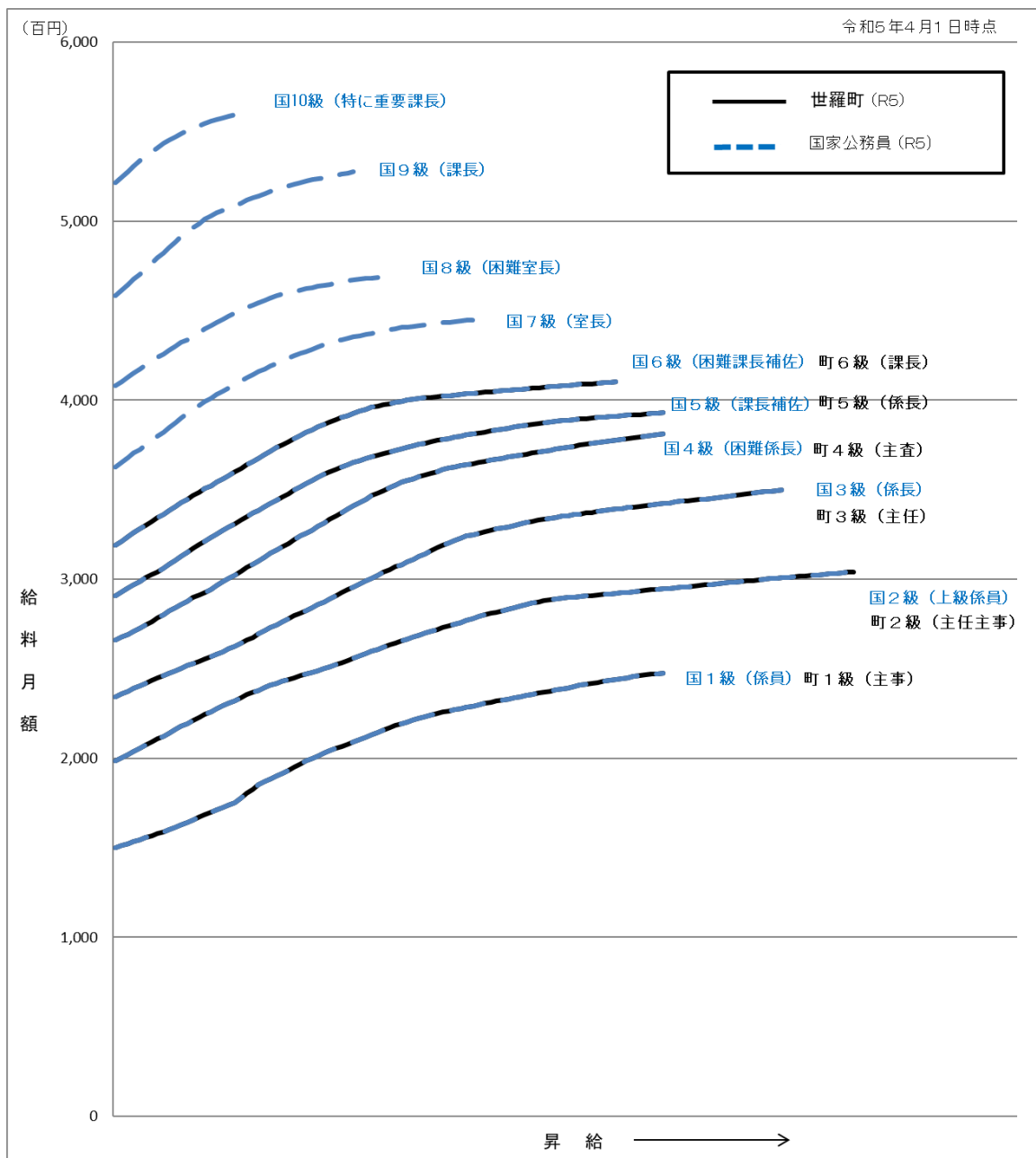
- (注) 1 世羅町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に7級制から6級制に変更している(旧給料表の3級及び4級を統合)。
 (注) 平成25年度から係長級を4級から5級に変更している。

2 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

（令和5年4月1日現在）



3 昇給への人事評価の活用状況（世羅町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

1 期末・勤勉手当

世羅町	広島県	国
1人当たりの平均支給額 (R4) 1,419 千円	1人当たりの平均支給額 (R4) 1,608 千円	
(R4 年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4 年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4 年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（世羅町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

2 退職手当

(令和5年4月1日現在)

世羅町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.66950月分 勤続25年 28.03950月分 勤続35年 39.75750月分 最高限度額 47.70900月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 11,506 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.66950月分 勤続25年 28.03950月分 勤続35年 39.75750月分 最高限度額 47.70900月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

3 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	746 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	249 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
広島県広島市	10%	3人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	96.6 (96.6)		

4 特殊勤務手当

(令和5年4月1日現在)

区 分		全 職 種		
支給実績 (R4 年度決算)		19 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)		229 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R4 年度)		44.09 %		
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R4 年度決算)	左記職員に 対する支給単価
公害調査又は指導職員の特殊勤務手当	公害関係法令の規定に基づき、公害防止のために行う業務に従事する職員	公害調査	0 円	日 額 200 円
税務職員の特殊勤務手当	町税等徴収事務に従事する職員	出張徴収	0 円	日 額 200 円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	防疫等作業	18,800 円	日 額 200 円
野犬掃とう又は狂犬病予防注射に従事する職員の特殊勤務手当	野犬掃とう又は狂犬病予防注射に従事する職員	野犬掃とう	0 円	日 額 200 円
行旅病人、行旅死亡人又は捨て子の収容に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人又は捨て子の収容に従事する職員	行旅病人等の収容	0 円	日 額 200 円
山林立ち入り調査に従事する職員の特殊勤務手当	山林立ち入り調査に従事する職員	山林の境界調査	0 円	日 額 200 円

5 時間外勤務手当

支給実績 (R4 年度決算)	24,014 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)	147 千円
支給実績 (R3 年度決算)	21,120 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R3 年度決算)	131 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含むもので、職員 1 人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、各年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）で短時間勤務職員を含む。

6 その他の手当

(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国制度との異同	国制度と異なる場合	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円	同		19,365千円	258,200円
	・子 10,000円				
	・その他 6,500円				
	・特定期間の加算 5,000円				
住居手当	借家、借間居住者 (最高支給限度額 28,000円)	同		7,987千円	242,022円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額	同	国は使用距離区分に応じ2,000円(片道2km以上)から最高24,500円	18,979千円	143,789円
	・交通用具使用者 使用距離区分に応じ2,520円(片道2km以上)から最高31,600円	異			
管理職手当	課長(本所)、室長 35,000円	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 行政職俸給表(一) 130,300円~72,700円	9,240千円	401,739円
	支所長 35,000円				
	主幹 30,000円				
	課長補佐 課長(支所) 30,000円				
	保育所長 30,000円				
	議会事務局長 35,000円				
学校給食センター所長、 せらにشتاونセンター所長 30,000円					
管理職員特別勤務手当	6時間以内 4,000円	同		0千円	0円
	6時間を超える 6,000円				

5 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	備 考
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 810,000円/699,000円
	副 町 長	595,000円	670,000円/546,000円
報 酬	議 長	314,000円	345,000円/263,900円
	副 議 長	258,000円	275,000円/213,400円
	議 員	241,000円	250,000円/200,800円
期 末 手 当	町 長	(R4年度支給割合) 6月期 1.85月分 12月期 1.85月分 計 3.70月分	
	副 町 長		
	議 長	(R4年度支給割合) 6月期 1.70月分 12月期 1.70月分 計 3.40月分	
	副 議 長		
退 職 手 当	町 長	(算定方法) (在職年数) × 5.0 × (給料月額)	(支給時期) 任期満了時等
	副 町 長	(在職年数) × 3.0 × (給料月額)	

(注) 類似団体は令和4年4月1日現在の数値である。

6 職員数の状況

1 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人、各年4月1日現在)

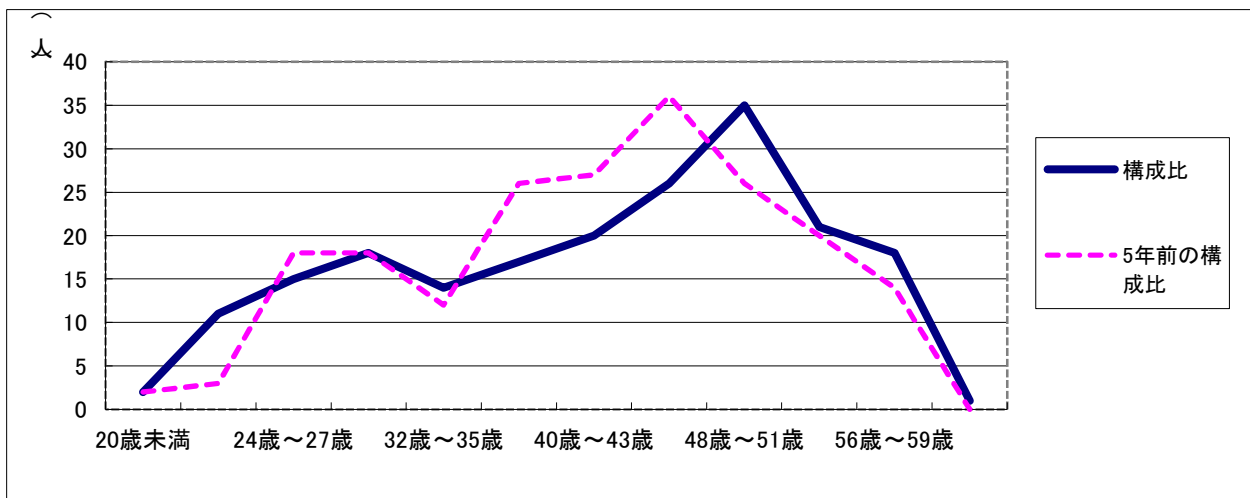
部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	上水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴うものや事務事業の見直しなど
		総務	42	43	1	
		税務	14	14	0	
		民生	40	39	△1	
		衛生	14	22	8	
		労働	0	0	0	
		農林水産	20	20	0	
		商工	7	8	1	
		土木	13	13	0	
	計	152	161	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.19人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.49人)	
	教育部門	17	17	0		
	消防部門	—	—	—		
	小計	169	178	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.20人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 112.61人)	
公営企業等会計部門	水道	5	0	△5	上水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴うもの	
	下水道	5	4	△1		
	その他(国保)	5	5	0		
	〃(介護保険)	9	9	0		
	〃(後期高齢)	2	2	0		
	小計	26	20	▲6		
合計		195 [271]	198 [271]	3 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.55人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。(教育長を含まない)

2 []内は、条例定数の合計である。

3 参考及び類似団体の数値は、令和4年4月1日現在の数値である。

2 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 11	人 15	人 18	人 14	人 17	人 20	人 26	人 35	人 21	人 18	人 1	人 198

3 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	157	156	154	150	152	161	4 (2.5%)
教育	20	21	19	18	17	17	▲3 (▲ 17.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	177	177	173	168	169	178	1 (▲ 0.6%)
公営企業等会計計	25	25	27	27	26	20	▲5 (▲ 25.0%)
総合計	202	202	200	195	195	198	▲4 (▲ 2.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）

(令和5年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備考
38時間45分	8時30分	17時15分	60分 12:00~13:00	—	

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から開放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

2 年次有給休暇の取得状況

(令和4年1月1日~令和4年12月31日)

総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
B	C	B/C
1,779.3	188	9.5

3 特別休暇等の状況（令和5年4月1日現在）

(1) 休暇

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日（翌年繰越 20 日限度）	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	裁判員、証人等としての出頭	裁判員、証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内	有給
	産前休暇	8 週間以内に出産する予定である場合 （平成 25 年 8 月から 8 週間以内に改正）	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後 1 年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	1 日につき 1 時間を超えない範囲内	有給
	生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2 日を超えない範囲	有給
	生後 1 年 6 月に達しない子を育てる場合	生後 1 年 6 月に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 45 分以内	有給
	職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付き添い等のため勤務しないことが相当である場合	2 日の範囲内	有給
	親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ 1 日～7 日	有給
	父母を追悼する場合	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1 日の範囲内	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進等のため勤務しないことが相当である場合	7 月から 9 月までの期間内における 3 日の範囲内	有給
	感染症の予防等による交通遮断又は隔離	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間	有給
	現住居の滅失、損壊	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7 日の範囲内	有給
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
	子看休暇	中学校就学前の子を養育する職員がその子の看護をする場合	一の年において 5 日（対象となる子が 2 人以上の場合は 10 日）以内	有給
短期介護休暇	要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）以内	有給	
妊娠障害休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害（つわり又は悪阻）により勤務することが困難と認められる場合	14 日を超えない範囲	有給	
家族看護休暇	職員が家族の看護（負傷・疾病等による）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	5 日の範囲内	有給	
不妊治療休暇	職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合	5 日の範囲内	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で、疾病等により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 月の期間内で必要と認められる期間	無給	

(2) 育児休業制度

種 類	事 由	期 間	給 料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	部分休業している時間について減額
育児短時間勤務		週19時間35分勤務等のいくつかの勤務形態から選択勤務。1月以上、1年以下の期間（更新可）	勤務時間数に応じた額を支給

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（令和4年度）

区分		降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第 1 項第 1 号	—	—		
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号	—	—	5	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第 1 項第 3 号	—	—		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条 第 1 項第 4 号	—	—		
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第 2 項第 2 号			—	
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第 2 号			—	—
計		0	0	5	0

（注）同一のものが複数回該当する場合は、その数を重複して計上。

2 懲戒処分者数（令和4年度）

区 分		戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号	—	—	—	—	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号	—	—	—	—	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号	—	—	—	—	1
計		0	0	0	0	5

（注）「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいう。

9 職員の服務に関すること

1 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

（令和5年4月1日現在）

派遣形態根拠		法人名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員派遣	—	—	—	—	—
合 計			0	0	0

2 営利企業等の従事許可の状況

（令和5年4月1日現在）

区 分	件	備考
許可件数	3	

（注）営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団地の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいう。

10 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修の状況

(1) 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間
有	平成18年2月

(2) 研修の実施状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

区分	実施場所等	研修名	受講者数（人）
一般研修	広島県自治研修センター	初任者研修	8
		中堅職員研修	17
		特別研修	4
		監督者・管理者研修	5
特別研修	広島県市町村振興協会	海外研修	0
企業研修	民間企業	企業研修	0
その他	世羅町	メンタルヘルス研修、人権研修、個人情報保護法研修等	465
合 計			496

2 職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第40条）（平成21年4月1日から令和5年3月31日）

(1) 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入時期
有（管理職）	平成20年4月

（注）平成20年4月から管理職を実施している。

11 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって広島県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）広島県市町村職員共済互助会に加入しています。

福利厚生状況

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施
広島県市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付 療養給付、入院時食事療養費、高額医療費など ○休業給付 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金 組合員期間が1ヶ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業 短期人間ドック、ライフプラン講座など ○貯金事業 普通貯金の受け入れ ○貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付など
(財) 広島県市町村職員共済互助会	<ul style="list-style-type: none"> ◎福利厚生事業 育児図書配付など（退職派遣者のみ対象：短期人間ドック助成、保養所利用助成） ◎積立年金事業 個人積立年金 (負担割合)職員掛金 標準報酬月額1.64/1,000 町負担金 標準報酬月額1.64/1,000

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います(地方公務員法第45条第1項)。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

(単位：件、令和4年度)

公務災害	通勤災害	計
0	0	0

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや(地方公務員法第46条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申立てをすることができます(同第49条の2第1項)。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、世羅町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会にかかる事務処理を広島県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	令和4年度内の措置 要求の件数 A	令和4年度内の終結 件数 B	令和4年度末継続 件数 A-B
給 与	—	—	—
旅 費	—	—	—
勤務時間	—	—	—
休 暇	—	—	—
執務環境	—	—	—
厚生福利	—	—	—
転 任	—	—	—
任 用	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分		令和4年度内の申立件 数 A	令和4年度内の終結件数 B	令和4年度末継続件数 A-B
分 限 処 分	降給	—	—	—
	降任	—	—	—
	休職	—	—	—
	免職	—	—	—
懲 戒 処 分	戒告	—	—	—
	減給	—	—	—
	停職	—	—	—
	免職	—	—	—
転任		—	—	—
その他		—	—	—
合 計		0	0	0

12 公営企業職員の状況

下水道事業

1 職員の給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R2年度の総費用に占める 職員給与費比率
R4年度	千円 700,552	千円 269,962	千円 22,841	% 3.26	% 5.43

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 市町村(政令指定 都市除く)平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
R4年度	4人	千円 17,381	千円 1,169	千円 4,291	千円 22,841	千円 5,710	千円 5,920

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。
 3 (参考) 市町村平均一人当たり給与費は、令和4年度の数値を掲載している。

2 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
世羅町	45.8歳	345,800円	518,344円
市町村(政令指定都 市除く)平均	43.9歳	331,629円	493,022円

- (注) 1 基本給とは、職員の給料及び扶養手当の合算額の平均である。
 2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当を含む。
 3 市町村(政令指定都市除く)平均は、令和4年4月1日現在の数値である。

3 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

水道事業		世羅町	
1人当たりの平均支給額 (R4年度) 1,532千円		1人当たりの平均支給額 (R4年度) 1,419千円	
(R4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分		(R4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・ 役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当

(令和5年4月1日現在)

下水道事業			世羅町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66950月分	24.586875月分	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分
勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分
最高限度額	47.70900月分	47.709000月分	最高限度額	47.70900月分	47.709000月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 千円			11,506千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
広島県広島市	10%	0人	10%

④ 時間外勤務手当

支給実績(R4年度決算)	155千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	39千円
支給実績(R3年度決算)	355千円
職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)	89千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑤ その他の手当

(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる場合	支給実績(R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円	同		438千円	円
	・子 10,000円				
	・その他 6,500円				
	・特定期間の加算 5,000円				
住居手当	借家、借間居住者 (最高支給限度額 28,000円)	同		0千円	0円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額	同		171千円	円
	・交通用具使用者 使用距離区分に応じ2,520円(片道2km以上)から最高31,600円				
管理職手当	課長(本所) 35,000円	同		210千円	210,000円
管理職特別勤務手当	6時間以内 4,000円	同		0千円	0円
	6時間を超える 6,000円				